

伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

平成27年3月25日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、伯耆町補助金等交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、経営改善のため金融機関から融資の実行を受けた小規模事業者（以下「事業者」という。）に対し、事業者の負担軽減及び経営の安定を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の法人又は個人で伯耆町内に店舗又は事業場を有する者
- (2) 町に納税の義務があり、かつ、その町税等を完納している者（法人にあつては代表者を含む。）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、交付対象者が、本要綱施行日以降に金融機関から実行を受けた次に定める融資に係る利子額とする。

- (1) 小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（昭和48年中小企業庁第1154号）に基づき伯耆町商工会から推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う融資
- (2) 生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱（平成20年厚生労働省健康発第1001001号）に基づき鳥取県生活衛生営業指導センターの推薦を受け、公庫が行う融資
- (3) 前2号に定める融資に準じた利用目的で公庫以外の金融機関が行う融資について、町長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に定めるものについては補助金の対象としない。

- (1) 補助対象経費となる利子を生じる融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子
- (2) 町が他の制度により利子補給を行うもの又は町の預託により利率が低減されている融資の利子
- (3) 本要綱に基づく補助金の交付を受けている融資のうち当初の借入から3年以内に借り換えを行った融資の利子
- (4) 鳥取県中小企業小口融資実施要領第4条に定められる通常利率と保証料率の料率区分①の率を合計した率以上の利率の融資の利子。なお、前項各号に定める融資が貸付実行後の利率変動により本号に定める率以上の利率となった場合は、その時点以後に発生する利子

(補助金交付対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、前条に定める補助対象経費について、最初の納付が開始された日の属する月から起算し36月を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間における第4条に定める補助対象経費の2分の1以内とし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てることとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付申請は、各年度毎とし、第4条に定める補助対象経費について、当該年度中の最初の納付を行ったとき、次に定める書類を添えて伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金申請書(様式第1号)を提出しなければならない。なお、複数の補助対象経費を発生する融資がある場合は、その融資毎に申請を行うものとする。

- (1) 伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費を発生する融資の実行を示す書類
- (3) 前号に定める融資の返済計画を示す書類
- (4) 第2号に定める書類により、融資の目的が確認できない場合に限り、第4条第1号及び第2号に定める融資については推薦又は認定する各団体、同条第3号に定める融資については、貸付を行った金融機関による事業用資金である旨の確認書(様式第3号)
- (5) 申請者の町税納税証明書又は完納証明書

(補助金の実績報告)

第8条 規則第9条に定める補助金の交付の決定を受けた者は、第4条に定める対象経費について、当該年度中の最後の納付を行ったとき、次に定める書類を添えて伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

- (1) 伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助事業実績書及び収支決算書(様式第2号)
- (2) 第6条に定める期間における融資実行金融機関の発行する補助対象経費の支払い証明書

(補助金の請求)

第9条 規則第20条第1項に定める通知を受けた者は、速やかに規則第22条に定める請求書を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

伯耆町長 様

申請者 住所
(所在地)
氏名 ⑩
(名称及び代表者の氏名)

年度伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書

年度において、伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金を下記のとおり受けたいので、伯耆町補助金等交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績を報告します。

記

- 1 補助金名 年度伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
 - (2) 補助対象経費を発生する融資の実行を示す書類（融資の目的のわかるもの）
 - (3) 融資の返済計画を示す書類
 - (4) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条、第8条関係）

年伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給
補助金事業計画（実績）書及び収支予算（決算）書

（1）事業計画（実績）書

小規模事業者経営改善資金の状況

当初借入 年月日	年 月 日	資金使途	運転資金 ・ 設備資金
当初借入金額	円	当初借入利率※1	%
償還期間及び 償還回数	年 月 日～ 年 月 日（ 回）		
今年度末借入 元金残高	円	今年度 利率※2	%
今年度支払利 子額（A）	円		
補助金額 （A）×1/2 ※3	円		

（2）収支予算（決算）書

収 入		支 出	
科目	金額	科目	金額
町補助金 （A）×1/2 の額	円	借入金利子 （A）の額	円
自己資金	円		
収入合計	円	支出合計	円

※1、※2 保証料負担が必要な融資の場合、保証料率と利率を合算した率にて記載すること。

※3 補助金額について 100 円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

様式第3号（第7条関係）

年伯耆町小規模事業者経営改善資金
利子補給補助金交付申請に係る確認書

_____年____月____日付、_____号により_____様
へ実行した_____円の融資の資金利用目的については、下記のとおりである
ことを確認します。

記

資金利用目的	運転資金 ・ 設備資金
--------	-------------

年 月 日

確認者 住所
(所在地)
氏名 ⑩
(名称及び代表者の氏名)

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

伯耆町長 様

申請者 住所
(所在地)
氏名 ⑩
(名称及び代表者の氏名)

年度伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金実績報告書

年 月 日をもって交付決定通知のあった下記事業について、伯耆町補助金等交付規則第19条の規定によりお届けします。

記

- 1 補助金名 年度伯耆町小規模事業者経営改善利子補給補助金
- 2 交付申請及び実績額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績及び収支決算書（様式第2号）
 - (2) 交付対象者の町税納付証明書（滞納なし証明）
 - (3) 融資実行金融機関の発行する当該年度分の利息支払い証明書
 - (4) その他町長が必要と認めるもの